

平成23年9月26日  
社団法人 全日本トラック協会

東日本大震災に係る中央近代化基金「激甚災害融資」の公募期間再延長について

全日本トラック協会では、「東日本大震災」で被害を受けたトラック運送事業者の経営安定確保に資するため、今般の震災による災害を当協会の「近代化基金運営要領」に規定する激甚災害と認定し、融資事業を実施しています。

このたび、下記のとおり公募期間を再延長することになりましたので、お知らせいたします。

変更前 平成23年9月30日まで → 変更後 平成24年3月30日まで

また、融資推薦適否決定通知予定日については、変更前 随時 → 変更後

①平成23年11月30日 ②平成24年 1月31日 ③平成24年 3月30日

- 融資対象者については、引き続き、東日本大震災にかかる災害救助法適用地域内に有する事務所、もしくは主要な事業用資産（車輛を含む）について全壊、半壊、その他これらに準ずる被害を受けた事業者および災害救助法適用地域内に事業所を有し、今後2ヵ月の運送収入または輸送トン数が、前年同期比20%の減少が見込まれる事業者を対象とします。
- 融資条件、利子補給率、その他必要事項は中央近代化基金「激甚災害融資」推薦公募要綱に同様です。

(本件問合せ先：全日本トラック協会交付金部 TEL 03-5323-7628)

※詳細につきましては全日本トラック協会ホームページを参照願います。

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/earthquake/yushi\\_earthquake\\_tohoku\\_encho.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/earthquake/yushi_earthquake_tohoku_encho.html)